

茨城県における緊急事態宣言時の PICU 面会制限について

PICU 入室者のご家族の皆様へ

現在、全国的に新型コロナウイルスの流行は拡大の一途を辿っており、茨城県においても医療体制の崩壊が懸念され、予断を許さない状況です。感染の蔓延期においては、新型コロナウイルス患者との明確な接触歴を持たない方が、知らずのうちに感染し、新たな感染源となっている可能性が高まります。

新型コロナウイルス流行の初期より、筑波大学附属病院では入院患者様への面会禁止を原則としております。その中でも諸々の事情から、PICU を含めた小児病床ではこれまで、制限付きではあるものの、ご両親による面会を維持しながらの感染対策を講じてまいりました。しかし、ひとたび新型コロナウイルスの持ち込みによる院内感染が発生すれば当該病棟の著しい機能低下を余儀なくされることから、県内の新型コロナウイルス感染リスクが非常に高いとみなされる緊急事態宣言下においては PICU の面会制限を以下のごとく厳格に行わせていただくこととします。

茨城県に国からの緊急事態宣言が発令された場合、その期間においては、

- ・ PICU 入室中の患児への面会は原則禁止とします
- ・ 1 週間を超える長期入室者については、面会前日（平日）に COVID-19PCR 検査の陰性を確認した上で、週に 1 回、2 時間を上限として両親のいずれか 1 名による面会を許可します
- ・ これらの対応は、面会者の新型コロナウイルスワクチン接種状況に依りません

上記の面会制限は、県内の新型ウイルス流行状況に合わせてさらに厳格化する可能性があります。

病気のお子様はもちろん、その療養を支えるご家族にとっても面会制限は非常に辛いことと存じますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

2021/8/16 筑波大学附属病院

COVID-19 対策本部

小児集中治療センター 病棟医長、病棟看護師長